特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	子ども・子育てに関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大台町は、子ども・子育てに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大台町長

公表日

令和4年6月20日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	子ども・子育てに関する事務				
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等の法律に基づく子ども・子育てに関する、保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給等の事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。				
	・申請書や届出書に関する確認・入所要件の確認・保護者情報の確認・利用者負担額算定に必要な各種情報の照会				
	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。				
③システムの名称	子ども・子育てシステム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

(1)子ども・子育て特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用 ・番号法第9条第1項及び別表第一8及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 法令上の根拠 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) •第8条、第68条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する] 2) 実施しない 3) 未定 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における ②法令上の根拠 保育の実施又は措置」、「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収」又は「子ども・子育て支 援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施」が含まれる もの(13、16、116の項) 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 町民福祉課 ②所属長の役職名 町民福祉課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 総務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3781 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

町民福祉課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3783

連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	14年4月1日 時点						
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	14年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
_	項目評価		€ 	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価美別 されている。	他機関に	ついては、それそれ9	2.尽垻日評1	価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	-入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	フシステムを				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠		・番号法第9条第1項及び別表第一8及び94の項 項・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府・総務省令第5号) ・第8条、第68条	事後	
	(情報照会の根拠) 〇番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (②法令上の根拠 (②法令上の根拠 (②法令上の根拠) (本る子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」となっているもの(116の項)		(情報照会の根拠) 〇番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所 における保育の実施又は措置」、「児童福祉法 による負担能力の認定又は費用の徴収」又は 「子ども・子育て支援法による子どものための教 育・保育給付の支給又は地域子ども・子育で支 援事業の実施」が含まれるもの(13、16、116の 項)	事後	
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	町民福祉課長 片田 幸弘	町民福祉課長	事後	人事異動に伴う修正
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	Ⅳリスク対策	【様式変更に伴う記載内容追加】	IV全体を新たに記載	事前	
令和4年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	平成30年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施(R4.6)
令和4年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成30年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施(R4.6)